⑦　首都圏発着⑤エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ホに定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑧　首都圏発着⑥エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ヘ定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑨　首都圏発着⑦エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②トに定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑩　首都圏発着⑧エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②チに定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
周遊エリア内乗り放題コース（２日間）	3,700円	4,600円
周遊エリア内乗り放題コース（３日間）	4,700円	5,900円
首都圏発着①エリアみえ周遊コース（３日間）	12,000円	15,000円
首都圏発着②エリアみえ周遊コース（３日間）	11,100円	13,900円
首都圏発着③エリアみえ周遊コース（３日間）	10,600円	13,300円
首都圏発着④エリアみえ周遊コース（３日間）	11,400円	14,200円
首都圏発着⑤エリアみえ周遊コース（３日間）	11,100円	13,900円
首都圏発着⑥エリアみえ周遊コース（３日間）	13,300円	16,600円
首都圏発着⑦エリアみえ周遊コース（３日間）	12,200円	15,300円
首都圏発着⑧エリアみえ周遊コース（３日間）	11,800円	14,800円

⑶　実施する期間

平成29年４月１日から平成30年３月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。

⑷　適用区間

①　周遊エリア

近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから新四日市ジャンクション、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ジャンクションから伊勢関インターチェンジまでの区間、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢西・伊勢インターチェンジまでの区間、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気ジャンクションから紀伊長島インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の東員インターチェンジから新四日市ジャンクションまでの区間。

②　発着エリア

イ　首都圏発着①エリア

第一東海自動車道の東京インターチェンジから東名川崎インターチェンジまでの区間。

ロ　首都圏発着②エリア

第一東海自動車道の横浜青葉インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの区間。

ハ　首都圏発着③エリア

第一東海自動車道の海老名インターチェンジから秦野中井インターチェンジまでの区間。

ニ　首都圏発着④エリア

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間。

ホ　首都圏発着⑤エリア

一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の寒川北インターチェンジから茅ヶ崎ジャンクションまでの区間。

ヘ　首都圏発着⑥エリア

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間。

ト　首都圏発着⑦エリア

中央自動車道富士吉田線の府中スマートインターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間。

チ　首都圏発着⑧エリア

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）八王子西インターチェンジから高尾山インターチェンジまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 29 年 3 月 31 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴⑤ロ㈠を削る。

１．［２］⑵のうち、⑦ハ、⑧ハ、⑨ハ、⑩ハ、⑪ハ、⑫ハ及び⑭ハのうち「平成29年３月31日」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日」に改める。